

25.健康食品・医薬品のトラブル

事例 1 大手メーカーが製造した機能性表示食品で、腎臓機能障害をはじめ深刻な健康被害が発生。死亡事例が出ており、原因調査中。
(令和 6 年 3 月小林製薬公表 紅麹サプリメント事件)

事例 2 ダイエット目的で糖尿病薬を購入する人が多数いるため、薬を必要とする糖尿病患者に行き渡らず社会問題になっている。
(令和 6 年 11 月日本糖尿病協会が厚生労働省に要望 GLP-1 受容体作動薬不足)

事例 1 のポイント 政府は機能性表示食品の規制強化する方針です。

- 健康維持は、「食事・運動・休養」が基本です。
- 持病がある人は、服用前に主治医の意見を聞く必要があります。
- 健康食品に医薬品的効果を期待してはいけません。
- 摂取の際は、取扱説明書をよく読み、多種類の使用は避けましょう。
- 摂取後、体調に異常がでたら、すぐに使用を止めて医師に相談しましょう。

事例 2 のポイント 医薬品は法律で厳格に扱われています。

- 医薬品は本来の目的以外に使用してはいけません。とくに処方薬は医師の処方と管理が必要です。医薬品副作用被害救済制度がありますが、目的外利用で副作用が出た場合、制度の対象外になります。
- 海外の医薬品を個人輸入することは危険です。通信販売サイトのような体裁で気軽に購入できるように見えますが、実際は個人輸入代行サービスで、健康被害が出て自己責任とされる可能性があります。慎重に考えましょう。国内流通に適さない製品や偽物が販売されていた事例があります。